



発行 東京都

目次

27

規則（人）

通達

- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………
- 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正……………

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年三月二十九日

東京都人事委員会

東京都人事委員会規則第七号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「キャリア活用」を「同表の試験（選考）欄の区分がキャリア活用及び経験者」に改める。
別表第二イの項中

事務 福祉 技術	キャリア 活用	0	3
----------------	------------	---	---

事務 福祉 技術	キャリア 活用 経験者	0	3	5
----------------	-------------------	---	---	---

改め、同表備考5中「キャリア活用」の「0」及び「経験者」を加え、同表備考5を備考7とし、備考4の次に次のように加える。

- 5 試験（選考）の区分が経験者の者を採用時に職務の級2級に決定する場合には、職務の級欄のうち1級を空欄、2級を「0」、3級を「3」と読み替える。
- 6 試験（選考）の区分が経験者の者を採用時に職務の級3級に決定する場合には、職務の級欄のうち1級及び2級を空欄、3級を「0」と読み替える。

別表第五中

キャリア 活用	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	14年
------------	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----

キャリア 活用 経験者	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	14年
-------------------	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----

改め、同表備考に次のように加える。

- 4 別表第6イ行政職給料表(一)初任給基準表の備考3に定める初任給の適用を受ける者の学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「修士課程修了等」にあつては3年を、「大学専攻科卒等」にあつては4年を、「大学4卒」、「短大3卒」、「短大2卒」、「高校専攻科卒」、「高校3卒」、「高校2卒」及び「中学卒」にあつては5年を加えた年数とする。

- 5 別表第6イ行政職給料表(一)初任給基準表の備考4に定める初任給の適用を受ける者の学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「修士課程修了等」にあつては6年を、「大学専攻科卒等」にあつては7年を、「大学4卒」、「短大3卒」、「短大2卒」、「高校専攻科卒」、「高校3卒」、「高校2卒」及び「中学卒」にあつては8年を加えた年数とする。

別表第六の項中

5人委任第295号
令和6年3月29日

事務福祉	キャリア活用	2級 25号給
------	--------	---------

や

事務福祉	キャリア活用	2級 25号給
	経験者	1級 37号給

こ

次に「回任中備系」を備系1の次に次のように加える。

2 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級40号給」と、職務の級1級の適用を受け、同表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級43号給」とする。

3 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級2級の適用を受けるものについては、初任給欄の号給を2級25号給とする。

4 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級3級の適用を受けるものについては、初任給欄の号給を3級29号給とする。

別表第八の項中「政策企画局秘書事務担当部長」の次に、「スタートアップ・国際金融都市戦略室国際金融都市総括担当部長」を加え、回任ロの項中「本部の部長、消防方面本部の本部長及び消防学校長のうち消防正監であるもの」を

「本部の部の部長、消防方面本部の本部長及び消防学校長のうち消防正監であるもの」蒲田消防署長及び八王子消防署長のうち消防正監であって、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

通 達

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和6年4月1日以降これにより実施してください。

記

第5条関係第4項中「昭和61年3月26日60人委第142号」の下に「。以下「一般基準」という。」を加え、「次項」を「第6項」に改め、第5条関係中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 行政職給料表(一)級別資格基準表の試験(選考)欄に掲げる「経験者」とは、一般基準4(3)に定める「東京都職員経験者採用選考」をいう。経験年数起算表及び行政職給料表(一)初任給基準表の試験(選考)欄に定める「経験者」についても、同様とする。

昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)第2項(2)中「一般財団法人東京2025世界陸上財団」を「公益財団法人東京2025世界陸上財団」に改め、昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)に次の1項を加える。

11 ロの表の職務区分二の項に規定する東京消防庁規程における「別に定めるもの」とは、東京消防庁規程

(平成21年東京消防庁訓令第23号) 第43条の規定に基づき第3指揮体制が敷かれた際、指揮本部長の職を担うことになるものをいう。

別表第1中備考6を備考7とし、備考2から備考5までを一ずつ繰り下げ、備考1の次に次のように加える。

2 行政職給料表(一)の適用を受けける者で、初任給基準表の試験(選考)欄の区分が経験者に該当するものについては、そのものに適用される職務の級における最高の号給を限度号給とする。

5人委任第288号
令和6年3月29日

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充

「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給調整手当に関する規則の運用について(昭和42年3月30日付42人委発第113号)」の一部を下記のように改正しましたので、令和6年4月1日以降これにより実施してください。

記

別表規則第2条第1項第4号の職の項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001